

砺波広域圏CATV施設加入契約約款

となみ衛星通信テレビ株式会社

となみ衛星通信テレビ株式会社（以下「甲」という。）と、甲が設置する施設によりサービス提供を受ける加入者（以下「乙」という。）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は、次の条項によるものとする。（提供するサービス）

第1条 甲は、サービス提供区域において、サービス提供に必要な全施設を設置すると共に、その維持及び運営にあたるものとし、乙に次の各号のサービスを提供する。

- （1）テレビジョン放送事業者のテレビジョン放送を再送信する業務
- （2）ラジオ放送（FM放送及びデジタル放送）事業者の放送及びデジタルデータ放送を再送信する業務
- （3）基本利用料内テレビジョン自主放送番組提供を行なう業務
- （4）基本利用料内サービス以外の有料によるテレビジョン自主放送番組(以下「有料番組」という。)の提供を行なう業務
- （5）上記事業に附帯するサービス業務

2 となみ衛星通信テレビスマートテレビコースは別に定める「となみ衛星通信テレビスマートテレビコース利用規約」により提供するものとする。

（契約の単位）

第2条 加入契約は、加入世帯ごとに行う。ただし、集団加入者については、別途定めるものとする。

（契約の成立）

第3条 加入契約は、乙があらかじめこの約款を承認したうえで、加入申込書兼契約書に必要事項を記入して提出し、甲がこれを受理したときに成立する。

2 乙は加入者引込み線設置工事について、あらかじめ土地所有者、家屋所有者その他利害関係者の承諾を得ておくものとし、後日問題が生じた場合があっても甲は責任を負わないものとする。

（料 金）

第4条 乙は、次の各項に定める料金を甲に支払うものとする。

- （1）加入料（別表）
 - （2）加入料は、別に定める加入促進期間において、これを減額することがある。また、支払方法については、甲が定める分割払い方式がある。
 - （3）乙は加入料分割払い方式の支払い途中で、契約解除又は一時休止した場合でも、その加入料分割払いの全額を甲に支払うものとする。
- 2 利用料
- （1）乙は、別表に定める月額利用料をサービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から支払うものとする。
 - （2）利用料の支払いは、月払いとする。
 - （3）乙が複数台のセットトップボックスを利用する場合の月額利用料金は、1台目は月額利用料金の大きいコースのセットトップボックスとし、2台目以降も同様の順に起算するものとする。
 - （4）有料番組のサービスを受けた場合には、前号の月額利用料の他に、別表に定める有料番組の料金を支払うものとする。
 - （5）加入料及び月額利用料には、放送法に基づく日本放送協会（以下「NHK」という。）及び株式会社WOWOW(以下「WOWOW」という。)の放送受信料は含まないものとし、乙は別途契約するNHK、WOWOWに対して放送受信料等を支払うものとする。
 - （6）社会経済情勢の変化に伴い、利用料改定することがある。この場合は、改定の1ヶ月前までに当該加入者に通知する。但し、利用料を前納した加入者の未経過期間についてはこれを据え置くものとする。

（料金の支払方法）

第5条 乙が甲に支払う料金の支払方法は、口座振替を原則とする。ただし甲が指定するブランドのクレジットカードでの支払いも可能とする。なお、この場合の支払日等の諸条件は、乙が指定したクレジットカード会社の規約に基づくものとする。

2 甲は、原則として乙に対する請求書及び領収書の発行は行わないものとする。

（免責事項）

第6条 落雷等の天災その他止むを得ない事由により、甲が第1条に定める全チャンネルのサービス提供が出来なかった場合が生じても、利用料金の減額は行わないものとする。但し、1ヶ月のうち10 日以上継続してそのサービスが提供できなかった場合は当該月分の、また2ヶ月にわたり引き続き10 日以上20 日未満の間サービスの提供ができなかった場合は初月分の利用料は無料とする。

2 録画機能内蔵STBの利用について、録画機能および録画物の再生機能に不具合が生じた場合。また、落雷、停電、設置場所の変更、故障、サービス変更・解約などにより、機器の交換や撤去を行った際の録画物の消失について甲は一切の責任を負わないものとする。

3 ケーブルテレビ緊急地震速報に関して、誤報やシステム障害、端末故障等による情報の不達、あるいは情報配信を行った結果生じた損害について甲は一切の責任を負わないものとする。

（セットトップボックスの貸与）

第7条 甲はセットトップボックスを乙に貸与し、解約時は乙は甲にこれを返納するものとする。

2 乙は、貸与されたセットトップボックスを善良なる管理者の注意をもって取扱い、甲の承認なしに移動または取り外し等は行なわないものとする。

3 乙は、故意または過失によりセットトップボックスを破損または紛失した場合には、その損害相当額を甲に支払うものとする。また、これに伴い必要となる消耗品等の費用に関して乙が負担するものとする。

（CASカード及びACASチップの取扱い）

第8条 デジタル放送サービスの提供を受ける場合、乙はデジタル放送用のB－CASカード及びC－CASカードを使用するものとする。

2 B－CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「ビーキヤス（B－CAS）カード使用許諾契約約款」に定めるところによる。

3 C－CASカードの所有権は甲に帰属し、甲以外によるデータの追加・変更・改ざんは禁止し、それらが行われたことによる甲および第三者に及ぼされた損害・利益損失については、乙が賠償するものとする。また、乙がC－CASカードを破損または紛失した場合には、その損害分を甲に支払うものとする。 乙は、デジタル放送の契約を解除する時はB－CASカード及びC－CASカードは甲に返却するものとする。

4 ACASチップはセットトップボックスに実装されており、取り外しはできない。ACASチップが実装されたセットトップボックスが故障した場合は一体で交換するものとする。

（個人情報の保護に関する取扱い）

第9条 甲の保有する加入者個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15 年法律第57 号、個人情報の保護に関する基本方針（平成16 年4月2日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16 年8月31 日総務省告示第696 号。））に基づき適正に取り扱うものとする。

（施設の設置及び費用の負担）

第10条 本施設のうち、放送センターからタップオフまでの設備の設置に要する費用は甲が負担し、タップオフの引込端子からテレビジョン受像機までの施設設置に要する費用は、乙が負担する。また、自営柱の建柱、地下埋設、鉄筋コンクリートの穴あけ等、加入者敷地内及び宅内の特別工事を必要とする場合は、乙がその費用を負担する。

2 本施設の設置工事は、甲または甲が指定する工事業者が行うものとする。

（施設の所有関係）

第11条 本施設のうち、放送センターから保安器出力端子までの施設及びセットトップボックスは甲の所有とする。セットトップボックスを除き第10 条で規定する自営柱、地下埋設設備等及び保安器出力端子以降の全ての宅内施設は乙の所有とする。

（施設の維持管理）

第12条 甲は放送センターから保安器出力端子までの施設について維持管理する。

2 乙は、甲の施設の維持管理の必要上、甲のサービス提供が一時停止することを承認するものとする。

（故障、保守等に伴う責任負担）

第13条 甲または甲が指定する工事業者は、甲が提供するサービスを受信する施設に異常がある旨の申し出があった場合は、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとする。但し、受信異常が乙の所有する受信設備及びテレビジョン受像機等に起因する場合は、この限りでない。

3 甲の提供するサービスを受信する施設に異常をきたしている原因が乙の所有する設備による場合、その設備の修復を乙が行い、その費用を負担するものとする。

2 乙は、故意又は過失により甲の提供するサービス施設に故障を生じさせた場合は、乙はその施設の修復に要する費用を負担するものとする。

（一時休止等）

第14条 乙は、サービス提供の一時休止、又はその再開を希望する場合は、ただちに甲にその旨を文書で申し出るものとする。この場合は、一時休止を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月の翌日まで料金は第4 条第2項第1号の規定にかかわらず無料とする。なお、一時休止及びその再開により工事が発生する場合、乙はその費用を負担するものとする。

（設置場所の変更等）

第15条 乙は、テレビジョン受像機及びセットトップボックスの設置場所を変更しようとする場合は、甲又は甲の指定する工事業者にその旨を申し出るものとする。

2 乙は、前項の変更に必要な費用を負担するものとする。

（名義変更）

第16条 乙の契約事項について次の各号に掲げる異動が生じた場合、乙及びその相続人又は承継人は甲の承認を得てその名義を変更することができるものとする。

- （1）相続があったとき
- （2）甲のサービスを受ける権利義務をその承継人に継承するとき

2 前項の規定により名義を変更しようとするときは、乙または乙の相続人ならびに承継人は、甲に対してすみやかにその旨を文書で申し出るものとする。

（加入契約の解除）

第17条 乙は、加入契約を解除しようとする場合は、速やかに文書で甲にその旨を申し出るものとする。

2 加入契約が解除となった場合、すでに支払われた加入料については返還しない。

3 契約解除に伴う利用料の払い戻しは、甲が視聴月数分の利用料と払い戻しに必要な諸経費を差し引いた全額を乙に払い戻しするものとする。

4 乙が月額利用料又は加入料分割払い分を3箇月以上滞納したときは、甲はその受信設備を切断することができるものとする。また切断した後、さらに3箇月が経過しても入金のないときは、甲は乙との契約を破棄することができるものとする。

5 第1項により乙が契約を解除するときは、施設等の撤去にかかわる費用、または撤去に伴い加入者が所有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合の費用は乙が負担するものとする。

（乙の義務違反による停止）

第18条 甲は、乙にこの約款に違反する行為があったと認められる場合は、乙に通告のうえサービスの提供を停止し、又は加入契約を解除することがある。

（天災に関する事項）

第19条 落雷等により、乙のテレビジョン受像機等が破損した場合は、甲の責任は及ばないものとし、テレビジョン受信機等の修理等に要する費用は乙が負担する。

2 前項に規定するもののほか、甲の責めに帰することが出来ない天災・事変等により、サービスを停止せざるを得なくなった場合は、甲はその損害賠償の責任は負わない。

（サービスの無断使用、営利使用の禁止）

第20条 乙が記録装置、配線等により甲のサービスを第三者に提供することは、有償・無償にかかわらず禁止する。

（定めなき事項）

第21条 この約款に定めなき事項又は疑義が生じた事項は、甲・乙誠意を持って協議のうえ、解決にあたるものとする。

（約款の改正）

第22条 甲はこの約款を法令の規定に基づき改正する場合がある。

付 則 この約款は、令和6年6月1日から施行する。

1. デジタルサービス加入料

項 目	料 金
加 入 料	11,000円

2. デジタルサービス月額利用料

1) STB設置台数とサービス別月額基本利用料

サービス\STB台数	STB1台目	STB2台目	STB3台目
スマート4Kデラックスコース	4,950円	3,080円	3,080円
スマート4Kエコノミーコース	3,630円	3,080円	3,080円
デラックスコース	4,180円	2,310円	2,310円
スタンダードコース	3,630円	1,760円	1,760円
エコノミーコース	2,200円	1,650円	1,100円

3. 有料番組

1) 月額有料チャンネル

チャンネル	チャンネル名	STB1 台あたり料金
415ch	J SPORTS 4 (HD)	1,430 円/月
419ch	FIGHTING TV サムライ	1,980 円/月
425ch	東映チャンネル HD	1,650 円/月
426ch	衛星劇場 HD	1,980 円/月
200ch	スターチャンネル	1,980 円/月
438ch	TBS チャンネル 1 HD	660 円/月
444ch	アニメシアターX(AT-X)	2,180 円/月
445ch	テレ朝チャンネル 1 HD	660 円/月
495ch	Mnet HD	2,530 円/月
496ch	KNTV HD	3,300 円/月
498ch	フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム(HD)	1,980 円/月
485ch	グリーンチャンネル HD	1,320 円/月
486ch	グリーンチャンネル2 HD	(2ch組料金)
487ch	レジャーチャンネル	1,078 円/月
488ch	スピードチャンネル1	990 円/月
489ch	富山競輪チャンネル	(2ch組料金)
411ch	スカイ・A sports+ HD	1,100 円/月
412ch	GAORA SPORTS HD	1,320 円/月
417ch	ゴルフネットワークHD	2,480 円/月
418ch	日テレジータス HD	990 円/月
422ch	映画・チャンネル NECO-HD	550 円/月
423ch	V☆パラダイス HD	770 円/月
424ch	WOWOW プラス	770 円/月
432ch	アクションチャンネル	880 円/月
437ch	ミステリーチャンネル	550 円/月
441ch	アニマックス HD	812 円/月
442ch	キッズステーション HD	812 円/月
446ch	ホームドラマチャンネル HD 韓流・時代劇・国内ドラマ	784 円/月
458ch	テレ朝チャンネル2ニュース・情報・スポーツ	660 円/月
451ch	日経 CNBC HD	990 円/月
452ch	日テレ NEWS24 HD	440 円/月
454ch	TBS NEWS	409 円/月
460ch	ミュージック・エア HD	660 円/月
464ch	歌謡ポップスチャンネル HD	880 円/月
470ch	囲碁・将棋チャンネル HD	1,540 円/月
479ch	エンタメ〜テレ HD☆シネドラバラエティ	660 円/月
483ch	ダンスチャンネル by エンタメ〜テレ	990 円/月
497ch	アジアドラマチック TV★HD	660 円/月

4. 付加サービス

1) 録画機能内蔵STB(らくろくSTB)月額利用料

STB台数	STB1台毎
月額料金	990円

2) 録画機能内蔵STB(ブルーレイらくろく)月額利用料

STB台数	STB1台毎
月額料金	2,420円

3) CATV緊急地震速報月額利用料

専用端末台数	1セット(親機1台、子機1台)	追加端末(子機1台あたり)
月額料金	1,100円	220円

4) 外付けハードディスク録画機能(HDD+)月額利用料

STB台数	STB1台毎
月額料金	330円